市川市介護予防・日常生活支援総合事業の第1号訪問事業及び第 1号通所事業に要する費用の額及び規則第3条第3項の第1号事 業支給費の額等の算定に関する基準の一部を改正する基準

市川市介護予防・日常生活支援総合事業の第1号訪問事業及び第1号通所事業に要する費用の額及び規則第3条第3項の第1号事業支給費の額等の算定に関する基準の一部を次のように改正する

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 前

(1) • (2) (略)

- (3) 前2号の規定により第1号訪問事業及び第1号通所事業<u>の実施</u>に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。
- (4) (略)
- (5) 市は、次のいずれかに該当する場合に おける前号の規定の適用については、同 規則第4条及び前号中「100分の90」 とあるのは「100分の90から100 分の100までの範囲内の割合」とする ことができる。
  - ア 居宅要支援被保険者が受けた介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第8条の2第1項に規定する介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。)若しくは\_地域密着型介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。)に要した費用と居宅要支援被保険者等が法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業に要した費用の合計額が、著しく高額であるとき。
  - <u>イ</u> 居宅要支援被保険者<u></u>に係る健康保 険法(大正11年法律第70号)第1 15条第1項に規定する一部負担金等

(1) • (2) (略)

改

(3) 前2号の規定により第1号訪問事業及び第1号通所事業\_に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

正

後

- (4) (略)
- (5) 市は、次のいずれかに該当する場合に おける前号の規定の適用については、同 規則第4条及び前号中「100分の90」 とあるのは「100分の90から100 分の100までの範囲内の割合」とする ことができる。
  - イ 居宅要支援被保険者が受けた介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第8条の2第1項に規定する介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。)若しくは法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。)に要した費用と居宅要支援被保険者等が法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業に要した費用の合計額が、著しく高額であるとき。
  - <u>ロ</u> 居宅要支援被保険者<u>等</u>に係る健康保 険法(大正11年法律第70号)第1 15条第1項に規定する一部負担金等

の額(同項の高額療養費が支給される 場合にあっては、当該支給額に相当す る額を控除して得た額)その他の医療 保険各法若しくは高齢者の医療の確保 に関する法律(昭和57年法律第80 号)に規定するこれに相当する額とし て法第61条の2第1項に規定する政 令で定める額の合計額とアに規定する 合計額との合計額が、著しく高額であ るとき。

 $\frac{\dot{D}}{(6)\sim(8)}$  (略)

別表

第1号訪問事業支給費及び第1号通 所事業支給費単位数表

- 1 第1号訪問事業費(1月につき)
  - イ 第1号訪問事業費(I)<u>1,172</u>単 位
  - 口 第1号訪問事業費(Ⅱ)<u>2,342</u>単 位
  - ハ 第1号訪問事業費(Ⅲ)<u>3,715</u>単 位
  - 注 1 利用者に対して、指定第1号訪問 事業所(市川市介護予防・日常生活 支援総合事業の第1号訪問事業及び 第1号通所事業に係る人員、設備及 び運営並びに第1号訪問事業及び第 1号通所事業に係る介護予防のため の効果的な支援の方法に関する基準 (平成28年告示第109号。以下 「総合事業人員等基準」という。)第 2条第3号に規定する指定第1号訪 問事業所をいう。以下同じ。) の訪問 介護員等(総合事業人員等基準第6 条第1項に規定する訪問介護員等を いう。以下同じ。)が、指定第1号訪 問事業(総合事業人員等基準第2条 第3号に規定する指定第1号訪問事 業をいう。以下同じ。)を行った場合 に、次に掲げる区分に応じ、それぞ れ所定単位数を算定する。

の額(同項の高額療養費が支給される 場合にあっては、当該支給額に相当す る額を控除して得た額)その他の医療 保険各法若しくは高齢者の医療の確保 に関する法律(昭和57年法律第80 号)に規定するこれに相当する額とし て法第61条の2第1項に規定する政 令で定める額の合計額とアに規定する 合計額との合計額が、著しく高額であ るとき。

<u>ハ</u> (略) (6)~(8) (略)

別表

第1号訪問事業支給費及び第1号通 所事業支給費単位数表

- 1 第1号訪問事業費(1月につき)
  - イ 第1号訪問事業費(I)<u>1,176</u> 単位
  - 口 第1号訪問事業費(Ⅱ)<u>2,349</u> 単位
  - ハ 第1号訪問事業費(Ⅲ)<u>3,727</u> 単位
  - 注1 利用者に対して、指定第1号訪問 事業所(市川市介護予防・日常生活 支援総合事業の第1号訪問事業及び 第1号通所事業に係る人員、設備及 び運営並びに第1号訪問事業及び第 1号通所事業に係る介護予防のため の効果的な支援の方法に関する基準 (平成28年告示第109号。以下 「総合事業人員等基準」という。)第 2条第3号に規定する指定第1号訪 問事業所をいう。以下同じ。) の訪問 介護員等(総合事業人員等基準第6 条第1項に規定する訪問介護員等を いう。以下同じ。)が、指定第1号訪 問事業(総合事業人員等基準第2条 第3号に規定する指定第1号訪問事 業をいう。以下同じ。)を行った場合 に、次に掲げる区分に応じ、それぞ れ所定単位数を算定する。

- イ 第1号訪問事業費(I) 第1号 事業サービス計画等(総合事業人 員等基準第2条第9号に規定する 第1号事業サービス計画等をい う。以下同じ。)において1週に1 回程度の指定第1号訪問事業が必 要とされた者
- □ 第1号訪問事業費(II) 第1号 事業サービス計画等において1週 に2回程度の指定第1号訪問事業 が必要とされた者
- ハ 第1号訪問事業費(Ⅲ) 第1号 事業サービス計画等においてロに 掲げる回数の程度を超える指定第 1号訪問事業が必要とされた者 (その要支援状態区分が要介護認 定等に係る介護認定審査会による 審査及び判定の基準等に関する省 令(平成11年厚生省令第58号) 第2条第1項第2号に掲げる区分 である者及び事業対象者(省令第 140条の62の4第2号に規定 する厚生労働大臣が定める基準に 該当する第一号被保険者をいう。 以下同じ。)であってその者の状態 により市長が特に支援が必要であ ると認めた者(以下「特定事業対 象者」という。) に限る。)

注2 生活援助従事者研修課程(省令<u>第</u> 22条の27第1項第2号に規定す る<u>者</u>をいう。)の修了者が身体介護に 従事した場合は、当該月においてイ からトまでを算定しない。

注3~8 (略)

へ 介護職員処遇改善加算

改 正 後

- (1) 第1号訪問事業費(I) 第1号 事業サービス計画等(総合事業人 員等基準第2条第9号に規定する 第1号事業サービス計画等をい う。以下同じ。)において1週に1 回程度の指定第1号訪問事業が必 要とされた者に対して指定第1号 訪問事業を行った場合
- (2) 第1号訪問事業費(Ⅱ) 第1号 事業サービス計画等において1週 に2回程度の指定第1号訪問事業 が必要とされた者<u>に対して指定第</u> 1号訪問事業を行った場合
- (3) 第1号訪問事業費(Ⅲ) 第1号 事業サービス計画等においてロに 掲げる回数の程度を超える指定第 1号訪問事業が必要とされた者 (その要支援状態区分が要介護認 定等に係る介護認定審査会による 審査及び判定の基準等に関する省 令(平成11年厚生省令第58号) 第2条第1項第2号に掲げる区分 である者及び事業対象者(省令第 140条の62の4第2号に規定 する厚生労働大臣が定める基準に 該当する第一号被保険者をいう。 以下同じ。) であってその者の状態 により市長が特に支援が必要であ ると認めた者(以下「特定事業対 象者」という。) に限る。) に対し て指定第1号訪問事業を行った場
- 注2 生活援助従事者研修課程(省令<u>第</u> 22条の23第2項に規定する<u>研修</u> をいう。)の修了者が身体介護に従事 した場合は、当該月においてイから トまでを算定しない。

注3~8 (略)

介護職員処遇改善加算注 厚生労働大臣が定める基準(平成 27年厚生労働省告示第95号。)第 (1)~(5) (略)

注1 (1)については、次に掲げる基準のいずれにも適合しているものとして市長に届け出た指定第1号訪問事業所が、利用者に対し、指定第1号訪問事業を行った場合は、平成33年3月31日までの間、所定単位数に加算する。ただし、(2)から(5)までのいずれかを算定している場合においては、算定しない。

(イ) 介護職員の賃金(退職金を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)に要する費用の見込額(賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。)が介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(ロ) 指定第1号訪問事業所に おいて、(イ)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施 期間及び実施方法その他の介 護職員の処遇改善の計画等を 記載した介護職員処遇改善計 画書を作成し、全ての介護職 4号に適合している介護職員の賃金 の改善等を実施しているものとして 市長に届け出た指定第1号訪問事業 所が、利用者に対し、指定第1号訪 問事業を行った場合は、当該基準に 掲げる区分に従い、令和6年3月3 1日までの間は(4)及び(5)について は、令和4年3月31日までの間)、 次に掲げる単位数を所定単位数に加 算する。ただし、次に掲げるいずれ かの加算を算定している場合におい ては、次に掲げるその他の加算は算 定しない。

 $(1)\sim(5)$  (略)

改 正 前 改 正 後

<u>員に周知し、市長に届け出て</u> いること。

- (ハ) 介護職員処遇改善加算の 算定額に相当する賃金改善分 を実施すること。ただし、経 営の悪化等により事業の継続 が困難な場合、当該事業の継 続を図るために介護職員の賃 金水準(本加算による賃金改 善を除く。)を見直すことはや むを得ないが、その内容につ いて市長に届け出ること。
- (二) 当該指定第1号訪問事業 所において、事業年度ごとに 介護職員の処遇改善に関する 実績を市長に報告すること。
- (本) 算定日が属する月の前1 2月間において、労働基準法 (昭和22年法律第49号)、 労働者災害補償保険法(昭和 22年法律第50号)、最低賃 金法(昭和34年法律第13 7号)、労働安全衛生法(昭和 47年法律第57号)、雇用保 険法(昭和49年法律第11 6号)その他の労働に関する 法令に違反し、罰金以上の刑 に処せられていないこと。
- (^) 当該指定第1号訪問事業 所において、労働保険料(労 働保険の保険料の徴収等に関 する法律(昭和44年法律第 84号)第10条第2項に規 定する労働保険料をいう。以 下同じ。)の納付が適正に行わ れていること。
- (ト) 次に掲げる基準のいずれ にも適合すること。
  - (一) 介護職員の任用の際に おける職責又は職務内容 等の要件(介護職員の賃 金に関するものを含む。)

改 改 正 後 TF. 前 を定めていること。 (二) (一)の要件について書 面をもって作成し、全て の介護職員に周知してい ること。 (三) 介護職員の資質の向上 の支援に関する計画を策 定し、当該計画に係る研 修の実施又は研修の機会 を確保していること。 (四) (三)について、全ての 介護職員に周知している こと。 (五) 介護職員の経験若しく は資格等に応じて昇給す る仕組み又は一定の基準 に基づき定期に昇給を判 定する仕組みを設けてい ること。 (六) (五)について書面をも って作成し、全ての介護 職員に周知しているこ (チ) 平成27年4月から(ロ)の 届出の日の属する月の前月 までに実施した介護職員の 処遇改善の内容(賃金改善 に関するものを除く。)及び 当該介護職員の処遇改善に 要した費用を全ての職員に 周知していること。 注2 (2)については、注1(イ)から(^) まで、(ト)(一)から(四)まで及び <u>(チ)に掲げる基準のいずれにも適</u> 合しているものとして市長に届け 出た指定第1号訪問事業所が、利 用者に対し、指定第1号訪問事業 を行った場合は、平成33年3月 31日までの間、所定単位数に加 算する。ただし、(1)又は(3)から(5) までのいずれかを算定している場

合においては、算定しない。

改 改 後 TF. 前 正 注3 (3)については、次に掲げる基準 のいずれにも適合しているものと して市長に届け出た指定第1号訪 問事業所が、利用者に対し、指定 第1号訪問事業を行った場合は、 平成33年3月31日までの間、 所定単位数に加算する。ただし、 (1)、(2)、(4)又は(5)までのいずれか を算定している場合においては、 算定しない。 (イ) 注1(イ)から(^)までに掲げ る基準に適合すること。 (ロ) 次に掲げる基準のいずれか に適合すること。 (一) 次に掲げる要件の全てに 適合すること。 a 介護職員の任用の際にお ける職責又は職務内容等の 要件(介護職員の賃金に関 するものを含む。)を定めて いること。 b aの要件について書面を もって作成し、全ての介護 職員に周知していること。 (二) 次に掲げる要件の全てに 適合すること。 a 介護職員の資質の向上の 支援に関する計画を策定 し、当該計画に係る研修の 実施又は研修の機会を確保 していること。 b aについて、全ての介護 職員に周知していること。 (ハ) 平成20年10月から注1 (ロ)の届出の日の属する月の 前月までに実施した介護職員 の処遇改善の内容(賃金改善 に関するものを除く。)及び当 該介護職員の処遇改善に要し た費用を全ての職員に周知し ていること。 (4)については、注1(イ)から(^)

までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、注3(p)又は(n)に掲げる基準のいずれかに適合するものとして市長に届け出た指定第1号訪問事業所が、利用者に対し、指定第1号訪問事業を行った場合は、別に市長が定める期日までの間、所定単位数に加算する。ただし、(1)から(3)まで又は(5)のいずれかを算定している場合においては、算定しない。

- 注5 (5)については、注1(4)から(^) までに掲げる基準のいずれにも適 合するものとして市長に届け出た 指定第1号訪問事業所が、利用者 に対し、指定第1号訪問事業を行 った場合は、別に厚生労働大臣が 定める期日までの間、所定単位数 に加算する。ただし、(1)から(4)ま でのいずれかを算定している場合 においては、算定しない。
- 卜 介護職員等特定処遇改善加算

- (1) 介護職員 \_\_ 処遇改善加算(I) イ からホまでにより算定した単位数の 1000分の63に相当する単位数
- (2) 介護職員\_\_処遇改善加算(Ⅱ) イ からホまでにより算定した単位数の 1000分の42に相当する単位数

注1 (1)については、次に掲げる基準

介護職員等特定処遇改善加算

- 注 厚生労働大臣が定める基準第4号 の2に適合している介護職員等の賃 金の改善等を実施しているものとし て市長に届け出た指定第1号訪問事 業所が、利用者に対し、指定第1号 訪問事業を行った場合は、当該基準 に掲げる区分に従い、次に掲げる単 位数を所定単位数に加算する。ただ し、次に掲げるいずれかの加算を算 定している場合においては、次に掲 げるその他の加算は算定しない。
- (1) 介護職員<u>等特定</u>処遇改善加算(I) イからホまでにより算定した単位数 の1000分の63に相当する単位 数
- (2) 介護職員<u>等特定</u>処遇改善加算(Ⅱ) イからホまでにより算定した単位数 の1000分の42に相当する単位 数

のいずれにも適合しているものとして市長に届け出た指定第1号訪問事業所が、利用者に対し、指定第1号訪問事業を行った場合は、所定単位数に加算する。ただし、(2)を算定している場合においては、算定しない。

- (イ) 介護職員その他の職員の賃金 改善について、次に掲げる基準の いずれにも適合し、かつ、賃金改 善に要する費用の見込額が介護 職員等特定処遇改善加算の算定 見込額を上回る賃金改善に関す る計画を策定し、当該計画に基づ き適切な措置を講じていること。
  - (一) 介護福祉士であって、経験及び技能を有する介護職員と認められる者(以下「経験・技能のある介護職員」という。) のうち1人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。
  - (二) 指定第1号訪問事業所に おける経験・技能のある介護 職員の賃金改善に要する費 用の見込額の平均が、介護職 員(経験・技能のある介護 職員を除く。)の賃金改善に 要する費用の見込額の平均 の2倍以上であること。
  - (三) 介護職員(経験・技能 のある介護職員を除く。)の 賃金改善に要する費用の見 込額の平均が、介護職員以外 の職員の賃金改善に要する

改 正 前 改 正 後

費用の見込額の平均の2倍 以上であること。ただし、介 護職員以外の職員の平均賃 金額が介護職員(経験・技 能のある介護職員を除く。) の平均賃金額を上回らない 場合はその限りでないこと。

- (四) 介護職員以外の職員の賃 金改善後の賃金の見込額が 年額440万円を上回らな いこと。
- (r) 当該指定第1号訪問事業所に おいて、賃金改善に関する計画、 当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市長に届け出ていること。
- (ハ) 介護職員等特定処遇改善加算 の算定額に相当する賃金改善を 実施すること。ただし、経営の悪 化等により事業の継続が困難な 場合、当該事業の継続を図るため に当該事業所の職員の賃金水準 (本加算による賃金改善分を除 く。) を見直すことはやむを得な いが、その内容について市長に届 け出ること。
- (二) 当該指定第1号訪問事業所に おいて、事業年度ごとに当該事業 所の職員の処遇改善に関する実 績を市長に報告すること。
- (ホ) 当該指定第1号訪問事業所 が、併設の指定訪問介護事業所に おいて特定事業所加算(I)又は (II)のいずれかを算定している こと。
- (^) 第1号訪問事業支給費における介護職員処遇改善加算(I)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。

改 正 後

- (ト) 平成20年10月から(ロ)の 届出の日の属する月の前月まで に実施した職員の処遇改善の内 容(賃金改善に関するものを除 く。(チ)においても同じ。)及び当 該職員の処遇改善に要した費用 をすべての職員に周知している こと。
- (f) (ト)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。
- 注2 (2)については、注1(イ)から(ニ) まで及び(ヘ)から(チ)までに掲げる基準のいずれにも適合しているものとして市長に届け出た指定第1号訪問事業所が、利用者に対し、指定第1号訪問事業を行った場合は、所定単位数に加算する。ただし、(1)を算定している場合においては、算定しない。
- 2 第1号通所事業費
  - イ 介護予防通所型サービス事業費
    - (1) 要支援1・事業対象者 次に掲げる場合に応じ、次に定める単位
      - (イ) 月の初日から1月間において4 回までのサービスを行った場合 380単位(1回につき)
      - (p) 月の初日から1月間において5 回以上のサービスを行った場合 1,655単位(1月につき)
    - (2) 要支援 2・特定事業対象者 次に 掲げる場合に応じ、次に定める単位
      - (イ) 月の初日から1月間において8回までのサービスを行った場合 391単位(1回につき)
      - (p) 月の初日から1月間において9 回以上のサービスを行った場合 3,393単位(1月につき)
    - 注1 (略)
    - 注2 指定介護予防通所型サービス事業所の利用者の数又は看護職員若

- 2 第1号通所事業費
  - イ 介護予防通所型サービス事業費
    - (1) 要支援 1・事業対象者 次に掲げる場合に応じ、次に定める単位
      - (イ) 月の初日から1月間において4 回までのサービスを行った場合 384単位(1回につき)
      - (p) 月の初日から1月間において5 回以上のサービスを行った場合 1,672単位(1月につき)
    - (2) 要支援2・特定事業対象者 次に 掲げる場合に応じ、次に定める単位
      - (イ) 月の初日から1月間において8回までのサービスを行った場合 395単位(1回につき)
      - (p) 月の初日から1月間において9 回以上のサービスを行った場合 3,428単位(1月につき)
    - 注1 (略)
    - 注2 指定介護予防通所型サービス事業所の利用者の数又は看護職員若

しくは介護職員の員数が次のいずれかに該当する場合は、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を用いて、この基準の例により算定する。

- (イ) 指定介護予防通所型サービ ス事業の月平均の利用者の数 (指定介護予防通所型サービ ス事業者が指定通所介護事業 者(指定居宅サービス等の事業 の人員、設備及び運営に関する 基準(平成11年厚生省令第3 7号。以下「指定居宅サービス 等基準」という。) 第93条第 1項に規定する指定通所介護 事業者をいう。以下同じ。) 又 は指定地域密着型通所介護事 業者(市川市指定地域密着型サ ービスの事業の人員、設備及び 運営に関する基準等を定める 条例(平成24年条例第38 号) 第2条第2項に規定する指 定地域密着型通所介護事業者 をいう。) の指定を併せて受け、 かつ、指定介護予防通所型サー ビス事業及び指定通所介護 の事業が同一の事業所におい て一体的に運営されている場 合にあっては、指定介護予防通 所型サービス事業の利用者の 数及び指定通所介護 の利用 者の数の合計数) が総合事業人 員等基準第49条の規定に基 づき市長に提出した運営規程 に定められている利用定員を 超える場合。
- (p) 指定介護予防通所型サービス事業所の看護職員又は介護職員の員数が総合事業人員等基準第45条に定める員数を置いていない場合。

- しくは介護職員の員数が次のいずれかに該当する場合は、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を用いて、この基準の例により算定する。
- (1) 指定介護予防通所型サービス 事業の月平均の利用者の数(指 定介護予防通所型サービス事業 者が指定通所介護事業者(指定 居宅サービス等の事業の人員、 設備及び運営に関する基準(平 成11年厚生省令第37号。以 下「指定居宅サービス等基準」 という。) 第93条第1項に規定 する指定通所介護事業者をい う。以下同じ。) 又は指定地域密 着型通所介護事業者(市川市指 定地域密着型サービスの事業の 人員、設備及び運営に関する基 準等を定める条例(平成24年 条例第38号) 第2条第2項に 規定する指定地域密着型通所介 護事業者をいう。) の指定を併せ て受け、かつ、指定介護予防通 所型サービス及び指定通所介護 の事業又は指定介護予防通所型 サービス及び指定地域密着型通 所介護の事業が同一の事業所に おいて一体的に運営されている 場合にあっては、指定介護予防 通所型サービス事業の利用者の 数及び指定通所介護又は指定地 域密着型通所介護の利用者の数 の合計数) が総合事業人員等基 準第49条の規定に基づき市長 に提出した運営規程に定められ ている利用定員を超える場合。
- (2) 指定介護予防通所型サービス 事業所の看護職員又は介護職員 の員数が総合事業人員等基準第 45条に定める員数を置いてい ない場合。

- 指定介護予防通所型サービス事 注3 業従業者(総合事業人員等基準第 45条第1項に規定する指定介護 予防通所型サービス事業従業者を いう。以下同じ。)が、厚生労働大 臣が定める中山間地域等の地域第 2号に規定する地域に居住してい る利用者に対して、通常の事業の 実施地域(総合事業人員等基準第 49条第6号に規定する通常の事 業の実施地域をいう。)を越えて、 指定第1号通所事業(総合事業人 員等基準第2条第4号に規定する 指定第1号通所事業をいう。以下 同じ)を行った場合は、1月につ き所定単位数の100分の5に相 当する単位数を所定単位数に加算 する。
- 注4 厚生労働大臣が定める基準第1 8号に適合しているものとして市 長に届け出た指定介護予防通所型 サービス事業所において、若年性 認知症利用者(介護保険法施行令 (平成10年政令第412号)第 2条第6号に規定する初老期にお ける認知症によって要支援者とな った者をいう。)に対して指定介護 予防通所型サービス事業を行った 場合は、若年性認知症利用者受入 加算として、1月につき 240単 位を所定単位数に加算する。

注5・6 (略)

注7 指定介護予防通所型サービス事業所と同一建物に居住する者又は指定介護予防通所型サービス事業所と同一建物から当該指定介護予防通所型サービス事業所に通う者に対し、指定介護予防通所型サービス事業を行った場合は、1月につき次の単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められ

注 3 指定介護予防通所型サービス事 業従業者(総合事業人員等基準第 45条第1項に規定する指定介護 予防通所型サービス事業従業者を いう。以下同じ。)が、厚生労働大 臣が定める中山間地域等の地域第 2号に規定する地域に居住してい る利用者に対して、通常の事業の 実施地域(総合事業人員等基準第 49条第6号に規定する通常の事 業の実施地域をいう。)を越えて、 指定介護予防通所型サービス事業 を行った場合は、1月につき所定 単位数の100分の5に相当する 単位数を所定単位数に加算する。

注4・5 (略)

注6 指定介護予防通所型サービス事業所と同一建物に居住する者又は指定介護予防通所型サービス事業所と同一建物から当該指定介護予防通所型サービス事業所に通う者に対し、指定介護予防通所型サービス事業を行った場合は、1月につき次の単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められ

る利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

- <u>イ</u> 要支援 1・事業対象者 3 7 6 単位
- <u>ロ</u> 要支援2・特定事業対象者 752単位ロ 生活機能向上グ ループ活動加算 100単位
- ロ 生活機能向上グループ活動加算 1 0 0 単位
  - 注 次に掲げるいずれの基準にも適合 しているものとして市長に届け出 て、利用者の生活機能の向上を目的 として共通の課題を有する複数の利 用者からなるグループに対して実施 される日常生活上の支援のための活 動(以下「生活機能向上グループ活 動サービス」という。)を行った場合 は、1月につき所定単位数を加算す る。ただし、同月中に利用者に対し、 運動器機能向上加算、栄養改善加算、
    - 口腔機能向上加算又は選択的サービス複数実施加算のいずれかを算定している場合は、加算しない。
    - 工生活相談員、看護職員、介護職員、介護職員、看護職員、介護職員、看護職員、介護予防通所型サービス事業の指定介護予防通所型サービス事業 従業者が共同しての目標を設定した 生活機能の向上の目標を設定した 指定介護予防通所型サービス計画をいう。以下同じ。)を作成していること。

改 正 後

- る利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。
- (<u>1</u>) 要支援 1・事業対象者 3 7 6 単位
- (2) 要支援 2・特定事業対象者 752単位ロ 生活機能向上グループ活動加算 100単位
- ロ 生活機能向上グループ活動加算 1 00単位
  - 注 次に掲げるいずれの基準にも適合 しているものとして市長に届け出 て、利用者の生活機能の向上を目的 として共通の課題を有する複数の 用者からなるグループに対して実施 される日常生活上の支援のための活 動(以下「生活機能向上グループ活 動サービス」という。)を行った場合 は、1月につき所定単位数を加算す る。ただし、同月中に利用者に対し、 運動器機能向上加算、栄養改善加算、
    - 口腔機能向上加算又は選択的サービス複数実施加算のいずれかを算定している場合は、加算しない。
    - (1) 生活相談員、看護職員、介護職 員、機能訓練指導員(理学療法士、 作業療法士、言語聴覚士、看護職 員、柔道整復師又はあん摩マッサ ージ指圧師の資格を有する機能訓 練指導員を配置した事業所で6月 以上勤務し、機能訓練指導に従事 した経験を有するはり師又はきゅ う師を含む。) その他指定介護予防 通所型サービス事業所の指定介護 予防通所型サービス事業従業者が 共同して、利用者ごとに生活機能 の向上の目標を設定した指定介護 予防通所型サービス計画(総合事 業人員等基準第54条第2項第1 号に規定する指定介護予防通所型

サービス計画をいう。以下同じ。) を作成していること。

 $(2)\sim(5)$  (略)

ロ~ハ (略)

ハ 生活機能向上連携加算 200単位 注 次に掲げるいずれの基準にも適合 しているものとして市長に届け出た 指定第1号通所事業所において、外 部との連携により、利用者の身体の 状況等の評価を行い、かつ、個別機 能訓練計画を作成した場合は、1月 につき所定単位数を加算する。ただ し、運動器機能向上加算を算定して いる場合は、1月につき 100単 位を所定単位数に加算する。

> イ 指定介護予防訪問リハビリテー ション事業所、指定介護予防通所リ ハビリテーション事業所又はリハ ビリテーションを実施している医 療提供施設の理学療法士、作業療法 士、言語聴覚士又は医師が、当該指 定第1号通所事業所を訪問し、当該 事業所の機能訓練指導員、看護職 員、介護職員、生活指導員その他の 職種の者(以下「機能訓練指導員等」 という。) と共同してアセスメント (利用者の心身の状況を勘案し、自 立した日常生活を営むことができ るように支援する上で解決すべき 課題を把握することをいう。)、利用 者の身体の状況等の評価及び個別 機能訓練計画の作成を行っている こと。

- ロ 個別機能訓練計画に基づき、利 用者の身体機能又は生活機能向上 を目的とする機能訓練の項目を準 備し、機能訓練指導員等が、利用 者の心身の状況に応じた機能訓練 を適切に提供していること。
- 八 機能訓練指導員等が理学療法土、作業療法士、言語聴覚士、又は医師と連携し、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回

以上評価し、利用者又はその家族 に対して機能訓練の内容と個別機 能訓練計画の進捗状況等を説明 し、必要に応じて訓練内容の見直 し等を行っていること。

> <u>二 若年性認知症利用者受入加算 24</u> 0単位

注 受け入れた若年性認知症利用者 (介護保険法施行令(平成10年政令 第412号)第2条第6号に規定する 初老期における認知症によって要支援 者となったものをいう。以下この注に おいて同じ。)ごとに個別の担当者を定 めているものとして市長に届け出た指 定介護予防通所型サービス事業所にお いて、若年性認知症利用者に対して指 定介護予防通所型サービスを行った場 合は、1月につき所定単位数を加算す る。

ホ 栄養アセスメント加算 50単位

- 注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た指定介護予防通所型サービス事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント(利用者ごとの低栄養リスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。)を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算又は選択的サービス複数実施加算の算定に係る栄養改善サービスを受ける間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。
  - (1) 当該事業所の従業者として又は 外部との連携により管理栄養士を 1名以上配置していること。
  - (2) 利用者ごとに、管理栄養士、看 護職員、介護職員、生活相談員その 他の職種の者(への注において「管

改 正 後

理栄養士等」という。)が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。

(3) 利用者ごとの栄養状態等の情報 を厚生労働省に提出し、栄養管理の 実施に当たって、当該情報その他栄 養管理の適切かつ有効な実施のため に必要な情報を活用していること。 (4) 2イの注2に該当する指定介護 予防通所型サービス事業所でないこ と。

### へ 栄養改善加算 200単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合 しているものとして市長に届け出 て、低栄養状態にある利用者又はそ のおそれのある利用者に対して、 該利用者の低栄養状態の改善等を 該利用者の低栄養管理であって、 個別的に実施される栄養 食事相談等の栄養管理であって、利 用者の心身の状態の維持又は向上に 資すると認められるもの(以下この 注及び<u>チ</u>において「栄養改善サービ ス」という。)を行った場合は、1月 につき所定単位数を加算する。

#### (1) (略)

- (2) 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・<u>嚥下</u>機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。
- ハ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居 <u>宅を訪問し、</u>管理栄養士等が栄養 改善サービスを行っているととも に、利用者の栄養状態を定期的に 記録していること。

二~ホ (略)

## ホ 栄養改善加算 150単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合 しているものとして市長に届け出 て、低栄養状態にある利用者又は、 のおそれのある利用者に対して、 該利用者の低栄養状態の改善等を 該利用者の低栄養管理であって、 個別的に実施される栄養 食事相談等の栄養管理であって、 資すると認められるもの(以下この 注及びへにおいて「栄養改善サービ ス」という。)を行った場合は、 1月 につき所定単位数を加算する。

### <u>イ</u> (略)

- 四 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士、看護職員、 介護職員、生活相談員その他の職種の者(以下この注において「管理栄養士等」という。)が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。
- ハ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い\_管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

二~ホ (略)

前

TF. へ 栄養スクリーニング加算 5単位

氹

注 2イの注2に該当しない指定介護 予防通所型サービス事業所の従業者 が、利用開始時及び利用中6月ごと に利用者の栄養状態について確認を 行い、当該利用者の栄養状態に関す る情報(当該利用者が低栄養状態の 場合にあっては、低栄養状態の改善 に必要な情報を含む。) を当該利用者 を担当する介護支援専門員に提供し た場合に、1回につき所定単位数を 加算する。ただし、当該利用者につ いて、当該事業所以外で既に栄養ス クリーニング加算を算定している場 合にあっては算定せず、当該利用者 が栄養改善加算の算定に係る栄養改 善サービスを受けている間及び当該 栄養改善サービスが終了した日の属 する月は、算定しない。

# ト 口腔機能向上加算 150単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合 しているものとして市長に届け出 て、口腔機能が低下している利用者 又はそのおそれのある利用者に対し て、当該利用者の口腔機能の向上を 目的として、個別的に実施される口 腔清掃の指導若しくは実施又は摂 食・嚥下機能に関する訓練の指導若 しくは実施であって、利用者の心身 の状態の維持又は向上に資すると認 められるもの(以下この注及びへに おいて「口腔機能向上サービス」と いう。)を行った場合は、 1月につ き 所定単位数を加算する。

# 口腔機能向上加算

注 厚生労働大臣が定める基準第20 号又は第51号の7に適合している ものとして市長に届け出て、口腔機 能が低下している利用者又はそのお それのある利用者に対して、当該利 用者の口腔機能の向上を目的とし て、個別的に実施される口腔清掃の 指導若しくは実施又は摂食・嚥下機 能に関する訓練の指導若しくは実施 であって、利用者の心身の状態の維 持又は向上に資すると認められるも の(以下この注及びチにおいて「口 腔機能向上サービス」という。) を行 った場合は、当該基準に掲げる区分 に従い、1月につき次に掲げる単位 数を所定単位数を加算する。ただし、 次に掲げるいずれかの加算を算定し ている場合においては、次に掲げる その他の加算は算定しない。

(1) 口腔機能向上加算(I) 15 0 単位

改 正 前	改 正 後
	(2) 口腔機能向上加算(Ⅱ) 1 6
	<u>O 単位</u>
イ 言語聴覚士、歯科衛生士又は看	
護職員を1名以上配置しているこ	
<u>と。</u>	
ロ 利用者の口腔機能を利用開始時	
に把握し、言語聴覚士、歯科衛生	
士、看護職員、介護職員、生活相	
<u>談員その他の職種の者が共同し</u>	
て、利用者ごとの口腔機能改善管	
理指導計画を作成していること。	
ハ 利用者ごとの口腔機能改善管理	_
指導計画に従い言語聴覚士、歯科	
衛生士又は看護職員が口腔機能向	
上サービスを行っているととも	
に、利用者の口腔機能を定期的に	
記録していること。 ニ 利用者ごとの口腔機能改善管理	
<u>ー 利用有ことの口腔機能以普目連</u> 指導計画の進捗状況を定期的に評	_
<u>相等計画の進汐状況を足効的に許</u> 価していること。	
ホ 2イの注2に該当する指定介護	
予防通所型サービス事業所でない	_
こと。	
チ 選択的サービス複数実施加算	チ 選択的サービス複数実施加算
<u> </u>	注 厚生労働大臣が定める基準第10
	9号に適合しているものとして市長
	に届け出た指定介護予防通所型サー
	ビス事業所が、利用者に対し、運動
	機能向上サービス、栄養改善サービ
	ス又は口腔機能向上サービスのうち
	複数のサービスを実施した場合に、
	1月につき次に掲げる単位数を所定
	<u>単位数に加算する。ただし、運動器</u> 機能向上加算、栄養改善加算又は口
	機能向上加算、木食以普加昇又は日 腔機能向上加算を算定している場合
	<u> </u>
	また、次に掲げるいずれかの加算を
	算定している場合においては、次に
	掲げるその他の加算は算定しない。
(1) 選択的サービス複数実施加算(I)	(1) 選択的サービス複数実施加算 (I)
	480単位
480単位	_

改 正 後

(2) 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)

700単位

- 注1 (1)については、次に掲げる基準のいずれにも適合しているものとして市長に届け出た指定介護予防通所型サービス事業所が、利用者に対し運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービス(以下「選択的サービス」という。)のうち複数のサービスを実施した場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、運動器機能向上加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合又は(2)の加算を算定している場合においては、算定しない。
  - (イ) 2二の注、2ホの注又は2トの注に掲げる基準に適合しているものとして、市長に届け出て選択的サービスのうち、2種類のサービスを実施していること。(イ) 2ハの注、2二の注若しくは2ホの注に掲げる基準に適合しているものとして、市長に届け出て運動機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービス(以下「選択的サービス」という。)のうち、2種類のサービスを実施していること。
  - (p) 利用者が指定介護予防通所型 サービス事業の提供を受けた日 において、当該利用者に対し、選 択的サービスを行っていること。
  - (n) 利用者に対し、選択的サービス のうちいずれかを1月につき2 回以上行っていること。
- 注2 (2)については、次に掲げる基準の いずれにも適合しているものとし て市長に届け出た指定介護予防通 所型サービス事業所が、利用者に対 し、選択的サービスのうち複数のサ

(2) 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)700単位

\_\_\_

改 正 後

ービスを実施した場合に、1月につき所定単位数に加算する。ただし、運動器機能向上加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合又は(1)の加算を算定している場合においては、算定しない。

- (1) 利用者に対し、選択的サービス のうち3種類のサービスを実施 していること。
- (p) 注1(p)及び(n)の基準に適合 すること。
- リ 事業所評価加算 120単位
  - 注 厚生労働大臣が定める基準第11 0号に適合しているものとして市長 に届け出た指定介護予防通所型サー ビス事業所において、評価対象期間 (算定する年度の初日<u>に</u>属する年の 前年の1月から12月までの期間 (2二の注、2ホの注</u>又は2トの に掲げる基準に適合しているものと して市長に届け出た年においては、 届出の日から同年12月までの期間 をいう。以下同じ。)の満了日の属す る年度の次の年度内に限り1月につ き所定単位数を加算する。
    - (4) 2イの注2に該当する指定介護 予防通所型サービス事業所でない ものとして届け出て選択的サービ スを行っていること。
    - (p) 評価対象期間における指定介 護予防通所型サービス事業所の 利用実人員数が10名以上であ ること。
    - (ハ) 評価対象期間における当該指定介護予防通所型サービス事業所の提供する選択的サービスの利用実人員数を当該指定介護予防通所型サービス事業所の利用実人員数で除して得た数が0.6以上であること。
    - (二) (二) の規定により算定した数 を(一) に規定する数で除して得

リ 事業所評価加算 120単位

注 厚生労働大臣が定める基準第11 0号に適合しているものとして市長 に届け出た指定介護予防通所型サー ビス事業所において、評価対象期間 (算定する年度の初日<u>の</u>属する年 前年の1月から12月までの期 (<u>2への注</u>、<u>2への注</u>又は2トの に掲げる基準に適合しているもの して市長に届け出た年において 届出の日から同年12月までの期間 をいう。以下同じ。)の満了日の属す る年度の次の年度内に限り1月につ き所定単位数を加算する。

改 正 後

た数が 0.7以上であること。

(一) 評価対象期間において、当 該指定介護予防通所型サービ ス事業所の提供する選択的サービスを3月間以上利用し、 かつ、当該サービスを利用し た後、法第33条第2項に基 づく要支援更新認定、法第3 3条の2第1項に基づく要支 援状態区分の変更の認定(以 下「要支援更新認定等」とい う。)を受けた者の数

(二) 選択的サービスを利用し た後、評価対象期間に行われる 要支援更新認定等において、当 該要支援更新認定等の前の要支 援状態区分と比較して、要支援 状態区分に変更がなかった者 (地域包括支援センターが第1 号事業サービス計画等に定める 目標に照らし、当該指定介護予 防通所型サービス事業者による サービスの提供が終了したと認 める者に限る。)の数に、要支援 更新認定等の前の要支援状態区 分が要支援2の者であって、要 支援更新認定等により要支援1 と判定されたもの又は要支援更 新認定等の前の要支援状態区分 が要支援1の者であって、要支 援更新認定等により非該当と判 定されたものの人数及び要支援 更新認定等の前の要支援状態区 分が要支援2の者であって、要 支援更新認定等において非該当 <u>と判定されたものの人数の合計</u> 数に2を乗じて得た数を加えた もの

ヌ サービス提供体制強化加算

ヌ サービス提供体制強化加算

注 厚生労働大臣が定める基準第2 3号又は第51号の8に適合して いるものとして市長へ届け出た指

(1) サービス提供体制強化加算(I)イ

- (一) 要支援 1・事業対象者 72単位(二) 要支援 2・特定事業対象者
- 144単位 144単位
- (2) サービス提供体制強化加算(I)ロ (一) 要支援1 48単位
  - (二) 要支援2・特定事業対象者96単位
- (3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)
  - (一) 要支援 1・事業対象者 2 4単位
  - (二) 要支援2・特定事業対象者48単位
- 注1 (1)については、次に掲げる基準のいずれにも適合しているものとして、市長に届け出た指定介護予防通所型サービス事業所が、利用者に対し、指定介護予防通所型サービス事業を行った場合は、所定単位数を加算する。ただし、(2)又は(3)のいずれかを算定している場合においては、算定しない。
  - (イ) 指定介護予防通所型サービ ス事業所の介護職員の総数の うち、介護福祉士の占める割合 が100分の50以上である こと。
  - (p) 2イの注2に該当する指定 介護予防通所型サービス事業 所でないこと。
- 注2 (2)については、次に掲げる基準

改 正 後

定介護予防通所型サービス事業所が利用者に対し指定介護予防通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、利用者の区分に応じて1月に次ぎに掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) サービス提供体制強化加算(I)
  - 一 要支援1・事業対象者 88単位
  - 一 要支援2・特定事業対象者 176単位
- (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)
  - 一 要支援1・事業対象者 72単位
  - 要支援2・特定事業対象者 144単位
- (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)
  - <u></u> 要支援1・事業対象者 24単位
  - 要支援 2 · 特定事業対象者 4 8 単位

\_\_\_\_

のいずれにも適合しているものとして、市長に届け出た指定介護予防通所型サービス事業所が、利用者に対し、指定介護予防通所型サービス事業を行った場合は、所定単位数を加算する。ただし、(1)又は(3)のいずれかを算定している場合においては、算定しない。

- (イ) 指定介護予防通所型サービ ス事業所の介護職員の総数の うち、介護福祉士の占める割合 が100分の40以上である こと。
- (p)2イの注2に該当する指定介護予防通所型サービス事業所でないこと。
- 注3 (3)については、次に掲げる基準 のいずれにも適合しているものと して、市長に届け出た指定介護予 防通所型サービス事業所が、利用 者に対し、指定介護予防通所型サ ービス事業を行った場合は、所定 単位数を加算する。ただし、(1)又 は(2)のいずれかを算定している場 合においては、算定しない。
  - (イ) 指定介護予防通所型サービ ス事業所の介護職員の総数の うち、介護福祉士の占める割合 が100分の30以上である こと。
  - (p) 2イの注2に該当する指定 介護予防通所型サービス事業 所でないこと。

#### ル 生活機能向上連携加算

注 厚生労働大臣が定める基準第15 号の2に適合しているものとして市 長に届け出た指定介護予防通所型サ ービス事業所において、外部との連 携により、利用者の身体の状況等の 評価を行い、かつ、個別機能訓練計 画を作成した場合には、当該基準に 掲げる区分に従い、(1)については、

改 正 前	改 正 後
	利用者の急性増悪等により当該個別
	機能訓練計画を見直した場合を除き
	3月に1回を限度として、1月につ
	き、(2)については1月につき、次に
	掲げる単位数を所定単位数に加算す
	る。ただし、次に掲げるいずれかの
	加算を算定している場合において
	は、次に掲げるその他の加算は算定
	しない。また、運動器機能向上加算
	を算定している場合、イは算定せず、
	口は1月に100単位を所定単位数
	<u>に加算する。</u>
	(1) 生活機能向上連携加算(I) 1
	00単位
	(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 2
	00単位
_	ヲ 口腔・栄養スクリーニング加算
	注 厚生労働大臣が定める基準第19
	<u>号の2又は第51号の6に適合する</u>
	指定介護予防通所型サービス事業所
	の従業者が、利用開始時及び利用中
	6月ごとに利用者の口腔の健康状態
	<u>のスクリーニング又は栄養状態のス</u>
	<u>クリーニングを行った場合に、次に</u>
	掲げる区分に応じ、1回につき次に
	掲げる単位数を所定単位数に加算す
	<u>る。ただし、次に掲げるいずれかの</u>
	加算を算定している場合において
	は、次に掲げるその他の加算は算定
	しない。
	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算 
	(I) 20単位
	(2) 口腔・栄養スクリーニング加算
	<u>(Ⅱ) 5単位</u>
_	ワ 科学的介護推進体制加算 40単位
	注 次に掲げるいずれの基準にも適合
	しているものとして市長に届け出た
	指定介護予防通所型サービス事業所
	が、利用者に対し指定介護予防通所
	型サービスを行った場合は、1月に
	つき所定単位数を加算する。
	(1) <u>利用者ごとのADL値(ADL</u>

改 正 後

<u>ル</u> 介護職員処遇改善加算

- の評価に基づき測定した値をいう。)、栄養状態、口腔機能、認知症(法第5条の2第1項に規定する認知所をいう。)の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。
- (2) 必要に応じて指定介護予防通所型サービス計画を見直すなど、指定介護予防通所型サービスの提供に当たって、イに規定する情報その他指定介護予防通所型サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。
- 力 介護職員処遇改善加算
  - 注 厚生労働大臣が定める基準第24 号又は第51号の9に適合している 介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定 介護予防通所型サービス事業所が、利用者に対し、指定介護予防通所型 サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月 31日までの間(4)及び(5)については、令和4年3月31日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
    - (1) 介護職員処遇改善加算(I) イ から<u>ワ</u>までにより算定した単位数 の1000分の59に相当する単 位数
    - (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イ から<u>ワ</u>までにより算定した単位数 の1000分の43に相当する単 位数
    - (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イから<u>ワ</u>までにより算定した単位数 の1000分の23に相当する単 位数
- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イから<u>ヌ</u>までにより算定した単位数 の1000分の59に相当する単 位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イ から<u>ヌ</u>までにより算定した単位数 の1000分の43に相当する単 位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イから<u>ヌ</u>までにより算定した単位数 の1000分の23に相当する単 位数

- (4) 介護職員処遇改善加算(IV) (3) により算定した単位数の100分 の90に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算(V) (3) により算定した単位数の100分の80に相当する単位数
- 注 (1)から(5)までのいずれかを算定 する場合においては、1への注1 から注5までの規定を準用する。
- ヲ 介護職員等特定処遇改善加算

- (1) 介護職員\_\_処遇改善加算(I) イ から<u>ヌ</u>までにより算定した単位数の 1000分の12に相当する単位数
- (2) 介護職員 \_\_ 処遇改善加算(Ⅱ) イ からヌまでにより算定した単位数の 1000分の10に相当する単位数
  - 注1 (1)については、次に掲げる基準のいずれにも適合しているものとして市長に届け出た指定第1号通所事業所が、利用者に対し、指定第1号通所事業を行った場合は、所定単位数に加算する。ただし、(2)を算定している場合においては、算定しない。(イ) 介護職員その他の職員の賃金
    - (1) 介護職員その他の職員の賃金 改善について、次に掲げる基準の いずれにも適合し、かつ、賃金改 善に要する費用の見込額が介護

改 正 後

- (4) 介護職員処遇改善加算(IV) (3) により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算(V) (3) により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

ョ 介護職員等特定処遇改善加算

- 注 厚生労働大臣が定める基準第24 号の2又は第51号の10に適合し ている介護職員等の賃金の改善等を 実施しているものとして市長に届け 出た指定介護予防通所型サービス事 業所が、利用者に対し、指定介護予 防通所型サービスを行った場合は、 当該基準に掲げる区分に従い、次に 掲げる単位数を所定単位数に加算す る。ただし、次に掲げるいずれかの 加算を算定している場合において は、次に掲げるその他の加算は算定 しない。
  - (1) 介護職員<u>等特定</u>処遇改善加算 (I) イから<u>フ</u>までにより算定し た単位数の1000分の12に相 当する単位数
  - (2) 介護職員<u>等特定</u>処遇改善加算 (Ⅱ) イから<u>ワ</u>までにより算定し た単位数の100分の10に相 当する単位数

改 正 前 改 正 後

職員等特定処遇改善加算の算定 見込額を上回る賃金改善に関す る計画を策定し、当該計画に基づ き適切な措置を講じていること。

- (一) 経験・技能のある介護職員のうち1人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。
- (二) 指定第1号通所事業所に おける経験・技能のある介護 職員の賃金改善に要する費 用の見込額の平均が、介護職 員(経験・技能のある介護 職員を除く。) の賃金改善に 要する費用の見込額の平均 の2倍以上であること。
- (三) 介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の 賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の平均賃金額を上回らない場合はその限りでないこと。
- (四) 介護職員以外の職員の賃 金改善後の賃金の見込額が 年額440万円を上回らな いこと。
- (p) 当該指定第1号通所事業所に おいて、賃金改善に関する計画、

改 正 前 改 正 後

当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市長に届け出ていること。

- (n) 介護職員等特定処遇改善加算 の算定額に相当する賃金改善を 実施すること。ただし、経営の悪 化等により事業の継続が困難な 場合、当該事業の継続を図るため に当該事業所の職員の賃金水準 (本加算による賃金改善分を除 く。) を見直すことはやむを得な いが、その内容について市長に届 け出ること。
- (二) 当該指定第1号通所事業所に おいて、事業年度ごとに当該事業 所の職員の処遇改善に関する実 績を市長に報告すること。
- (ホ) 第1号通所事業支給費におけ るサービス提供体制強化加算 (I) イを算定していること。
- (^) 第1号通所事業支給費における介護職員処遇改善加算(I)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。
- (ト) 平成20年10月から(ロ)の 届出の日の属する月の前月まで に実施した職員の処遇改善の内 容(賃金改善に関するものを除 く。(チ)においても同じ。)及び当 該職員の処遇改善に要した費用 をすべての職員に周知している こと。
- (f) (ト)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。
- 注2 (2)については、注2(4)から(=) まで及び(^)から(f)までに掲げる基 準のいずれにも適合しているものと

改 正 後

して市長に届け出た指定第1号通所 事業所が、利用者に対し、指定第1 号通所事業を行った場合は、所定単 位数に加算する。ただし、(1)を算定 している場合においては、算定しな い。

- ワ 基準緩和通所型サービス事業費
  - (1) 要支援1・事業対象者 次に掲げる場合に応じ、次に掲げる単位
    - (イ) 月の初日から1月間において4 回までのサービスを行った場合 305単位(1回につき)
    - (ロ) 月の初日から1月間において5 回以上のサービスを行った場合 1,321単位(1月につき)
  - (2) 要支援 2・特定事業対象者 次に 掲げる場合に応じ、次に掲げる単位
    - (イ) 月の初日から1月間において8回までのサービスを行った場合314単位(1回につき)
    - (p) 月の初日から1月間において 9回以上のサービスを行った場 合

<u>2,721単位</u>(1月につき)

注1~3 (略)

- 夕 基準緩和通所型サービス事業費
  - (1) 要支援1・事業対象者 次に掲げる場合に応じ、次に掲げる単位
    - (イ) 月の初日から1月間において4回までのサービスを行った場合 313単位(1回につき)
    - (p) 月の初日から1月間において5 回以上のサービスを行った場合 1,356単位(1月につき)
  - (2) 要支援 2・特定事業対象者 次に 掲げる場合に応じ、次に掲げる単位
    - (イ) 月の初日から1月間において8回までのサービスを行った場合322単位(1回につき)
    - (p) 月の初日から1月間において 9回以上のサービスを行った場 合

2,790単位(1月につき)

注 $1\sim3$  (略)

附則

(施行期日)

1 この基準は、令和3年4月1日から施行する。

(基本報酬に係る経過措置)

2 令和3年4月1日から同年9月30日までの間、改正後の別表第1項イからハまで及び第2項イに規定する単位数は、それぞれの単位数に1,000 分の1,001を乗じて得た値とする。